

平成 30 年 2 月 2 日

内閣府特命担当大臣

小此木 八郎 殿

公益社団法人 全日本印章業協会

会長 徳井 孝生



全国印判用品商工連合会

会長 木本 泰夫



全国印章業経営者協会

代表幹事 松島 寛直



「デジタル・ガバメント実行計画」に関する要望書

平成 30 年 1 月 16 日に、e ガバメント閣僚会議が決定した「デジタル・ガバメント実行計画」につきまして関係する業界団体として要望を申し上げます。

当該の計画書には、行政手続きをオンライン化する上で大きく以下の 3 点につきまして印鑑不要となる施策を考えておられるようですが、現在、日本国民が使用している印章を、製造、販売する業界団体としてこれを看過することは出来ません。

- ① 行政手続きにおける本人確認での押印の見直し。[計画書 4.2 システム基盤の整備 (2) 本人確認等の手法の見直し]
- ② 法人設立における印鑑届出の義務の廃止。[計画書 3.3 個別サービス改革 (7) 法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化]
- ③ 民間同士で社会慣習上おこなわれている押印と書面による取引について、政府が書面によらないデジタル取引を促す。[計画書 3.2 横断的サービス改革 (2) エ・民民手続きにおけるオンライン化の推進]

われわれ印章業に携わる業界団体ではこれまで、印鑑登録制度をはじめとする政府がおこなってきた日本の印章制度について協力して参りました。

国民が印章制度を公平で公正に、かつ不自由なくスムーズに利用できるよう国内にあまねく流通させることに努め、売価の安定にも努力して参りました。制度の根幹となる安全性についても、同型印や偽造印が安易に作製されないよう製法と製造機器の開発、業界内のモラルの確立を図って参りました。

厚生労働省が進める労働技能の認定（技能検定制度）にも協力し、これまで多くの印章技能士

を育てて参りました。経済産業省、環境省が取り組む「種の保存法」(象牙の取引制度)にも協力し、公益社団法人全日本印章業協会と全国印判用品商工連合会は「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」に参加しています。山梨県においては「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に則り、同県産の印章が経済産業大臣に伝統的工芸品として認められています。

また、欧米のサイン制度と違い、代理決済できるという印章の特長が、迅速な意思決定や決裁に繋がり、戦後の日本経済の急速な発展にも寄与してきたという自負もあります。

印章業に携わるわれわれ業界は、製造業、卸業、小売業、下請け加工業、それらに関連する設備業を含め、およそ 9000 業者があり、小売店舗だけでも全国に 10500 店が業を営んでいます。また、印章類の商品はわれわれ印章業界のみならず、文具業界、オフィス用品通販、ホームセンターなどの量販店でも販売されており、その市場規模はおよそ 1700 億円にのぼるといわれます。

印章小売業は零細規模の専門店が多く、主たる販売商品である印章の市場が失われればたちまち生活できなくなることは明白です。われわれが今置かれている現状は、進化を拒み、市場の変化を見誤ったことが原因ではありません。前述のとおり、政府がおこなってきた日本の印章制度について協力して、今日まで、国民に印章を提供する役割を担ってきたのです。

つきましては、公益社団法人全日本印章業協会、全国印判用品商工連合会、全国印章業経営者協会は、e ガバメント閣僚会議に対し以下のことを要望します。

記

- 【1】 デジタルガバメント計画における印鑑不要の施策について、印章業界関係者を集めた説明会の開催。(平成 30 年 3 月末までの開催)
- 【2】 デジタルガバメント計画の「法人設立における印鑑届出の義務の廃止」の再考。
- 【3】 「民民手続きにおけるオンライン化の推進」の白紙撤回。
- 【4】 上記が実施されなかった際に、印章業界が被る被害に対する国の売上補償。

「デジタル・ガバメント実行計画」では冒頭に、「サービス設計計画 12 ケ条」を掲げておられますが、その第 4 条に「すべての関係者に気を配る」と明記されています。

この条項を尊重され、印章業界が今後も印章に関する経済活動を継続できるよう、なにとぞご賢察くださいませ。

以上

[本件に関する連絡先]

公益社団法人 全日本印章業協会	東京都千代田区神田神保町 2-4 [印章会館]	TEL 03-3261-1015
全国印判用品商工連合会	東京都台東区柳橋 1-11-6 [木本佳助商店 内]	TEL 03-3851-3128
全国印章業経営者協会	大阪市都島区中野町 5-10-125 [ゲンダイ出版内]	TEL 06-6924-6655